



平成 27 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 大 光
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 森 武
(コード番号：3160)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 秋 山 大 介
兼 総 務 部 長
(TEL. 0584-89-7777)

平成 27 年 5 月 期 第 3 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 の 延 長 承 認 申 請 書 提 出 の お 知 ら せ

当社は、平成 27 年 4 月 9 日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の、提出期限延長に係る承認申請書を東海財務局へ提出することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる四半期報告書

平成 27 年 5 月 期 第 3 四 半 期 報 告 書

2. 延長前の提出期限

平成 27 年 4 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 27 年 5 月 13 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社の連結子会社、株式会社マリンドリカがナマコを仕入れるための前渡金として、仕入先に平成 26 年 12 月 26 日をはじめ 5 回にわたり計 453,600 千円を支払いましたが、商品引渡日の平成 27 年 1 月 27 日に商品の引渡しが行われず、今後の商品引渡しが困難である旨が伝えられました。また、販売先との関係では、同日平成 27 年 1 月 27 日は商品代金の支払日かつ商品受渡日でありましたが、販売先から本来あるはずの入金がないうえ、支払サイトの延長要請があり、今後の支払予定等も曖昧でありました。

当社は平成 27 年 2 月 12 日に、仕入先に対して、債権保全策として「売買契約に基づく取引の中止及び前渡金の返還について」を送付しました。仕入先の代理人弁護士より、「売買契約に基づく取引の中止及び前渡金の返還について」に関して調査のうえ出来る限り早急に回答する旨の平成 27 年 2 月 18 日付「受任通知」を受領したことにより法令上、仕入先代表者との接触が困難となりました。連絡が取れない状況が続く中、当該前渡金につき、大半が回収不能の懸念が高まったと判断し、平成 27 年 3 月 4 日に「連結子会社における債権回収不能の懸念発生について」を開示いたしました。

また、社内の調査や債権回収の過程の中で、仕入先および販売先の双方に対して、連絡が取れない状況が発生、継続しております。

販売先が外部へ販売した証憑書類など、外部へ販売したことを証明する明確な証拠を入手できなかったため、取引の実態について疑念を持ち、仕入先と販売先が一体となって架空取引の不正が行われている可能性があるとの認識をし、より早期にもと資金の流れなど取引の事実関係等の調査を行うことを目的として、平成 27 年 3 月 5 日に、社内調査委員会を設置しました。また、同日平成 27 年 3 月 5 日に債権仮差押命令申立書が受理されましたが、回収できる資産がなく、債権回収が困難であると判断しております。また、仕入先の代理人弁護士より平成 27 年 3 月 16 日付「辞任通知」を受領したことから、仕入先代表者に直接連絡をしておりますが、現在も連絡が取れない状況であります。

調査の過程の中で、仕入先、販売先に継続的な接触を試みることに加え、商品受渡し場所、最終販売先の中国企業へのヒアリングなどを実施し、ナマコ取引の実態の解明に努めましたが、明確な証拠は入手できておらず、単なる前渡金の回収可能性の問題に留まらず、ナマコ取引そのものの取引実態の有無にも影響が及ぶ可能性があります。

そのため、過去のナマコ取引等について調査を行っており、今後も調査に相応の期間を要し、平成 27 年 5 月期第 3 四半期連結財務諸表の期首残高等を確定するために必要な過年度の連結財務諸表もしくは財務諸表の訂正が必要と判断された場合には、提出期限に完了できず、加えて監査法人の追加的監査手続きも必要となることから、四半期レビュー報告書が平成 27 年 5 月期第 3 四半期報告書の提出期限である平成 27 年 4 月 14 日までに受領できない見込みとなりました。

このことから、平成 27 年 5 月期第 3 四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することといたしました。

株主および取引先の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上